

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

平成二十九年六月二十三日公表の改正案適用後	今 回 の 改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ニ、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>自己資本比率規制の第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（最低所要自己資本比率）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、<u>「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（以下「開示告示」という。）</u>に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ニ、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>自己資本比率規制の第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（最低所要自己資本比率）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、<u>開示告示</u>に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

平成二十九年六月二十三日公表の改正案適用後	今回の改正案
<p>目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(注) Ⅲ-3-2-4-4は、主に銀行が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が連結の自己資本比率を算出する場合や銀行持株会社が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>(1) 定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. <u>「リスク管理の方針及び手続の概要」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</u></p> <p>ロ. <u>「内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要」については、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）、リスク計測の頻度等</u></p>	<p>(注) Ⅲ-3-2-4-4は、主に銀行が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が連結の自己資本比率を算出する場合や銀行持株会社が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>(1) 定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. <u>「リスク管理の方針及び手続の概要」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明</u> ・ <u>リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明</u> ・ <u>金利リスク計測の頻度</u> ・ <u>ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明</u> <p>ロ. <u>「金利リスクの算定手法の概要」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

平成二十九年六月二十三日公表の改正案適用後	今回の改正案
	<p>計算されるものをいう。以下この⑩において同じ。)並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ― 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 ― 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 ― 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提 ― 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 ― 複数の通貨の集計方法及びその前提 ― スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等） ― 内部モデルの使用等、ΔEVE 及びΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提 ― 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 ― 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 <p>・ 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ― 金利ショックに関する説明 ― 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII と大きく異なる点）

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

平成二十九年六月二十三日公表の改正案適用後	今回の改正案
<p>⑪・⑫ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 定量的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】 定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合に、その要因に係る説明。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」</u>について、<u>例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じた通貨ごとの内訳。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>⑪・⑫ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 定量的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】 定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合に、その要因に係る説明。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>